貯蓄預金規定

１．（取扱店の範囲）

（１）この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払戻しができます。ただし当店以外での払戻しは、あらかじめ当行へお届けされた印影（または暗証番号）と払戻請求書等に押印された印鑑（または暗証番号）との照合手続きを受けたものにかぎり払戻しいたします。

２．（証券類の受け入れ）

（１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。また、2026年9月30日を超えて振り出された当行を支払場所とする手形および当行を支払人とする小切手についても受け入れません。

（２）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

（３）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

（４）手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱いします。

（５）証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

３．（振込金の受け入れ）

（１）この預金口座には為替による振込金を受け入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。

（２）前項にかかわらず、この預金口座の名義人より、当該口座振込に係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始し、当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後の振込金は、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。

（３）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

４．（受入証券類の決済、不渡り）

（１）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

（２）受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は受入店で返却します。

（３）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

５．（預金の払戻し）

（１）この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または暗証番号）により記名押印（または記名、暗証番号記入）して通帳とともに提出してください。

（２）前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

（３）第１項および第２項の払戻しの手続きに関して、当行は、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

（４）第２項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

（５）第１項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当行が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

６．（自動支払い等）

（１）この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。
また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

７．（支払機での通帳による預金の払戻し）

通帳による預金の払戻しについては次により取扱うほかこの規定の他の条項を準用します。

（１）キャッシュカードの発行のある預金者に限り、当行の現金自動預入支払機（以下（預入支払機）といいます。）を利用してこの通帳により預金の払戻しができます。ただし、暗証番号のある通帳紛失の届出を受けたときは、直ちに預入支払機での通帳による預金の払戻し停止の措置を講じます。また、キャッシュカード紛失の届出を受けたときは、直ちに預入支払機でのキャッシュカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

（２）預入支払機を使用して預金を払出すときは預入支払機に通帳を挿入し、暗証番号（以下「暗証」といいます。）と金額ボタンにより操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

（３）停電、故障等により預入支払機が停止しその取扱いができないときは前項の取扱いはできません。

（４）暗証を変更するときは、当行所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。

（５）当行の預入支払機により電磁的記録によって通帳を確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをした場合には、通帳または暗証につき、偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害について当行は責任を負いません。

（６）記帳行が満行となった通帳では、本取引による預金の払戻しはできません。この場合は窓口に申し出て新しい通帳の交付を受けた後に第２項の操作をしてください。

８．（利息）

（１）この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を１円として毎年２月８月の当行所定の日に、次項の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。

（２）この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）は当行所定の金額とし、適用する利率は次のとおりとします。なお利率は金融情勢に応じて変更します。

①毎日の最終残高が基準残高以上となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」

②毎日の最終残高が基準残高未満となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

９．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①　当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

②　将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③　当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１ヵ月を経過した場合（１ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります

④　この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（２）第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①　預入期間、計算期間または償還期間の末日

１０．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（１）この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（３）預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

①　この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

②　この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払請求を把握することができる場合に限ります。）

③　この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④　この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（４）当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①　当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②　この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③　前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

１１．（未利用口座管理手数料）

（１）未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。

（２）この預金は、別途定める一定の期間、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。

（３）この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引き落しを開始することができるものとします。
また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引き落しが不能となった口座については、残高全額を未利用口座管理手数料として充当し、何らかの通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。

（４）一旦引き落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

以上

（令和８年９月１５日現在）